

2020年9月18日

住友生命保険相互会社

スチュワードシップ活動の基本的考え方・活動報告書（2019年度） の公表について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博、以下「住友生命」）は、「スチュワードシップ活動の基本的考え方」「スチュワードシップ活動報告書（2019年度）」を公表します。

【公表資料】

- ・スチュワードシップ活動の基本的考え方
- ・スチュワードシップ活動報告書（2019年度）

「スチュワードシップ活動の基本的考え方」につきましては、今般再改訂された「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を踏まえ、スチュワードシップ活動に取り組む意義等、住友生命として同活動に関する基本的考え方をまとめています。サステナビリティを考慮した建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実践を通じ、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促し、中長期的な投資収益の拡大を図っていくことは、住友生命に課された使命（保険金等の確実な支払い）や運用戦略に沿うものと考えています。

また、「スチュワードシップ活動報告書（2019年度）」につきましては、住友生命の考え方をご理解いただけるよう、個別議案の判断理由の説明なども含め、情報開示の充実にも取り組んでいます。

今後ともスチュワードシップ活動のレベルアップに取り組むとともに、情報開示を充実させていきます。

以上

スチュワードシップ活動の基本的考え方

当社は、将来にわたって保険金等を確実にお支払いすることが、我々の最も重要な使命であるとの認識のもと、お客さまから大切な保険料をお預かりして資産運用を行っております。そのため、当社は責任ある機関投資家としてESG（環境・社会・ガバナンス）を含む中長期的な持続可能性（サステナビリティ）を考慮のうえ、中長期的に安定した有利な資産運用に取り組んでおります。

この点において、サステナビリティを考慮した建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実践を通じ、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促し、中長期的な投資収益の拡大を図っていくことは、当社に課された使命や運用戦略に沿うものと考えます。

従って、当社は「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受入れたうえで、以下のとおり、スチュワードシップ責任を果たす活動（スチュワードシップ活動）に積極的に取り組みます。

1. スチュワードシップ活動の基本方針

- 当社は、お客さまから大切な保険料をお預かりして資産運用を行う機関投資家であり、スチュワードシップ活動（投資先企業との対話および議決権行使）に積極的に取り組むことで、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。
- 投資先企業との対話（対象資産：国内上場株式・国内社債）は、当該企業の財務情報に加え、サステナビリティを含む非財務情報を考慮のうえ、実施します。具体的には、経営戦略・財務戦略・株主還元方針のほか、気候変動をはじめとする環境対策や社会課題への対応、ガバナンス等の状況を幅広く調査・分析したうえで取り組みます。
- 投資先企業との対話は、単独での実施に加え、より実効性を高める観点から、協働エンゲージメントについても積極的に検討・実施します。
- 議決権行使は、投資先企業の経営に影響を与え、企業価値向上に繋げられる重要な手段であるため、投資先企業の考え方や状況の的確な把握に努めたうえで、持続的な成長を促す観点から議決権行使を行います。加えて、対話と一体的に実施することでスチュワードシップ活動の実効性を高めていきます。

- 適切な組織体制・会議体を通じてPDCAサイクルを回すとともに、人材育成を図ることで、スチュワードシップ活動のレベルアップを図っていきます。
- スチュワードシップ活動の考え方や取組み内容、実績等については、当社のホームページ等を通じ、積極的に開示していきます。

2. 日本版スチュワードシップ・コード各原則に関する基本的取組み

スチュワードシップ・コード 原則1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・当社は、お客さまから大切な保険料をお預かりして資産運用を行っており(※)、前項「スチュワードシップ活動の基本方針」に沿った活動を行うことで、その責任を果たしていきます。
- (※)特別勘定においては、スチュワードシップ・コードへの対応も参考に助言会社を選定し、投資助言を受けて運用を行っています。
- ・また、スチュワードシップ活動においてサステナビリティを考慮することは、投資先企業のSDGs課題の解決に向けた取組みを促すことにも繋がり、中長期の運用収益拡大のみならず、持続可能な社会の実現に貢献するものと考えます。なお、当社の資産運用においてサステナビリティを考慮する方針については、「ESG投融資方針」として公表しております。

スチュワードシップ・コード 原則2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・当社は、お客さまの利益保護を図るため、保険業法および金融商品取引法に基づき、「利益相反管理方針」等の諸規定を定めており、利益相反管理に関する法令等およびこれらの規定を遵守してスチュワードシップ活動を行っております。
- ・議決権行使においては、外部有識者を交えた透明性の高い運営体制を構築しています。具体的には、コンプライアンス統括部が議決権行使のモニタリングの上で、構成員の過半を外部有識者が占める「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」が、運用部門が行う議決権行使のうち、例えば、以下の類型のように利益相反が疑われる企業の議案について、賛否の妥当性について審議しております。加えて、賛否判断に関し新たな論点が含まれる議案、社会的に大きな注目を集めている企業の議案等、議決権行使の妥当性の確認を要すると考えられる議案につきましても審議しております。

<「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」でチェックする企業の主な類型>

- ✓ 保険取引の量が多い企業
- ✓ 年金の受託が多い企業
- ✓ 融資が多い企業 等

スチュワードシップ・コード 原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- ・当社は、スチュワードシップ活動（対話および議決権行使）に際し、企業担当アナリストは、担当する運用資産（国内上場株式・国内社債）独自の視点も踏まえつつ、投資先企業の業績・財務状況、資本政策、利益還元姿勢、サステナビリティへの取組み等の幅広い視点から投資先企業の状況を調査・分析して臨みます。また、対話の実施後には、投資先企業と意見交換した内容等を活用することで、よりの確な企業分析に努めるとともに、投資行動に繋げております。

スチュワードシップ・コード 原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- ・当社は、投資先企業の調査・分析を通じて認識した課題等について、スチュワードシップ活動を通じ、投資先企業との認識の共有を図っております。
- ・企業の課題や解決策は規模、成長ステージ等により様々であることから、企業の理念・沿革を踏まえつつ、機関投資家としての問題意識や要望をお伝えすることで、課題の改善を働きかけております。また、SDGs課題の解決に向けた各企業独自の取組みについても、中長期的な企業価値向上に結び付くよう取組みを後押ししております。
- ・当社は、企業価値向上や持続的成長等を促す観点から対話先を選定し、課題解決をテーマとして対話しております。また、対話先については、課題の大きさや、保有額、前回対話の内容等を踏まえ、実効性の視点を重視して、選定しております。
- ・対話を通じても投資先企業の取組みに改善が見られない場合、継続的に対話を実施していきませんが、状況に応じて議決権行使における反対や株式の売却等も選択肢として検討いたします。
- ・上記エンゲージメントは原則として単独で行いますが、課題等の改善をより強く促す観点から、他の投資家等との協働エンゲージメントにも取り組んでおり、さらに推進してまいります。

- ・なお、対話に際しては、未公表の重要事実の取得予防に細心の注意を払っていますが、方がインサイダー情報を取得した場合には社内規定に則って適切に対応します。

スチュワードシップ・コード 原則5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- ・当社は、「議決権行使ガイドライン」を定め、投資先企業との対話内容や課題への取り組み状況等を踏まえた上で、議決権行使の賛否を判断しています。具体的には、投資先企業の業績・財務状況、資本政策、法令遵守体制、利益還元姿勢、サステナビリティへの取り組み等の観点からガイドラインに従って個別検討が必要な議案を選別し、慎重な判断を行っております。
 - ・当社は、議決権行使も投資先企業の持続的な成長等を促す重要な手段であると認識しており、議案賛否の個別検討を行う際は、形式的な判断にとどまらず、投資先企業に課題への対応に関するヒアリングを行い、併せて当社の考え方や問題意識を伝える対話を実施することで、投資先企業の持続的成長を促しております。
 - ・議決権の行使結果は、議案の主な種類ごとに行使結果を集計した表、企業毎・議案毎の行使結果および事例を公表しております。また透明性を高め、当社の考え方をご説明するために、議決権行使で反対となった議案の理由のほか、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については賛成の理由を公表しております。今後も、開示の充実を進め、透明性の向上に努めます。
- ※当社は貸株を行うことがあります。貸株取引が投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ場合は、必要に応じて株式の返還を求めます。

スチュワードシップ・コード 原則6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- ・当社は、スチュワードシップ活動に関する報告として、当社のスチュワードシップ活動に関する考え方や投資先企業との対話の事例および議決権行使結果等を、「スチュワードシップ活動報告書」としてホームページへ掲載し、定期的に更新します。
- ・また、「議決権行使ガイドライン」や「議決権行使の個別開示」もホームページに掲載し、定期的に更新しております。当社はこれらの開示を通して、スチュワードシップ活動や議決権行使の透明性を確保しております。

スチュワードシップ・コード 原則7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 当社は、投資先企業の財務情報に加え、サステナビリティを含む非財務情報を考慮のうえ、スチュワードシップ活動を適切に実施すべく、社内体制の構築・整備および人材育成に取り組んでおります。また、当該活動の年度計画の策定および振返りについては、取締役等への報告や「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」での助言等も踏まえて適切にPDCAサイクルを回すことで、スチュワードシップ活動の改善に取り組んでおります。
- スチュワードシップ活動の改善に向けて、スチュワードシップ・コード各原則の実施状況について自己評価を実施しており、その結果は「スチュワードシップ活動報告書」にて公表しております。

以上



スチュワードシップ活動報告書

2019年度(2019/7~2020/6)

目次

○スチュワードシップ活動について

| | |
|------------------|-----|
| スチュワードシップ活動の考え方 | P 4 |
| スチュワードシップ活動の推進体制 | P 6 |
| 利益相反管理体制 | P 7 |

○対話

| | |
|---------------|-------|
| 対話スタンス | P 9 |
| 2019年度の対話振り返り | P 1 1 |
| 2020年度の対話運営 | P 1 5 |

○議決権行使

| | |
|------------------|-------|
| 議決権行使スタンス | P 1 9 |
| 2019年度の議決権行使振り返り | P 2 0 |
| 2020年度の議決権行使運営 | P 2 3 |

○評価・その他

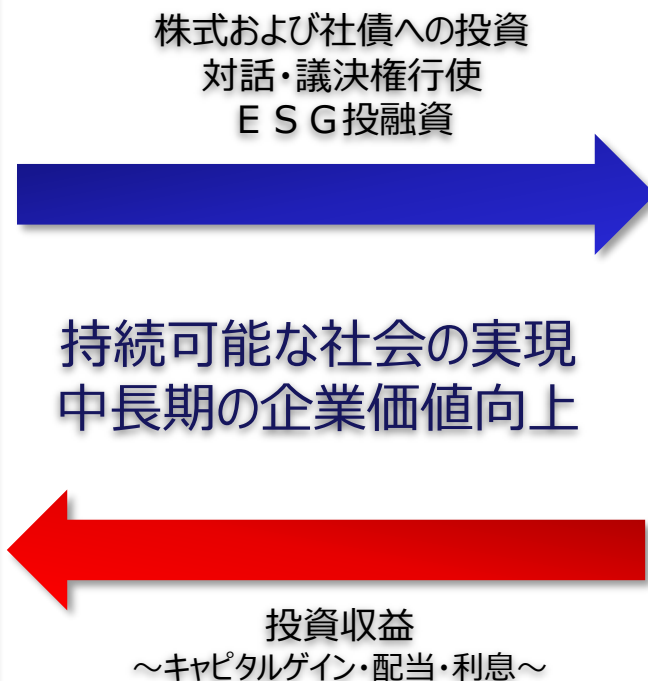
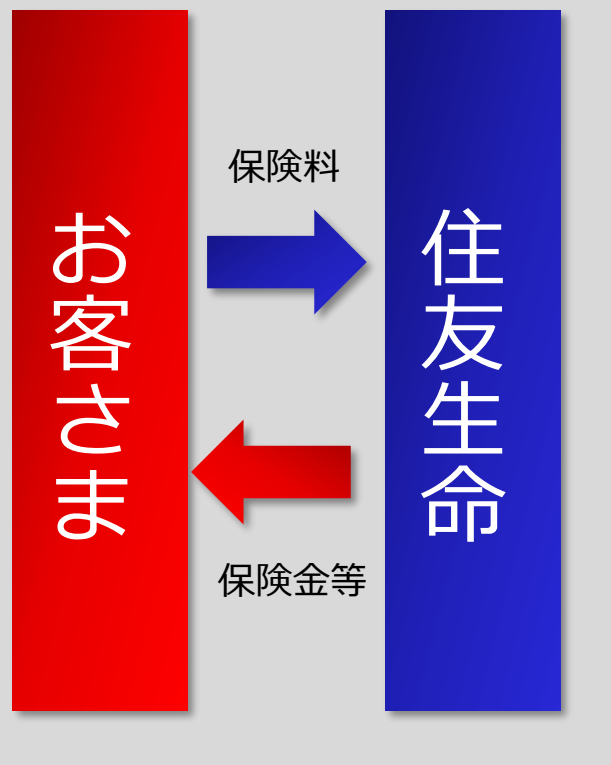
| | |
|--|-------|
| 自己評価 | P 2 5 |
| 責任投資原則（P R I）および 気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）について | P 2 7 |
| スチュワードシップ活動の変遷 | P 2 8 |



スチュワードシップ活動について

スチュワードシップ活動の考え方（全体）

当社は、お客さまから大切な保険料をお預かりして資産運用を行う機関投資家であり、スチュワードシップ活動に積極的に取り組むことで、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。中でも投資先企業との対話および議決権の適切な行使を重視しております。投資先企業の収益力向上のみならず、環境・社会への十分な配慮も含めた企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的な株式投資リターンの最大化を図ると同時に社債の償還可能性を高めてまいります。



投資先企業

環境・社会に配慮しつつ収益拡大

SDGsゴール達成

環境

社会

従業員

取引先

株主

あなたの未来を強くする

スチュワードシップ活動の考え方（株式・社債）

当社は、企業の財務情報のみでなく、事業環境や経営戦略、ESG（環境・社会・ガバナンス）等の非財務情報も取り入れた仕組みを導入して企業を評価し、中長期的な視点から企業価値向上に重点を置いた株式運用をしております。

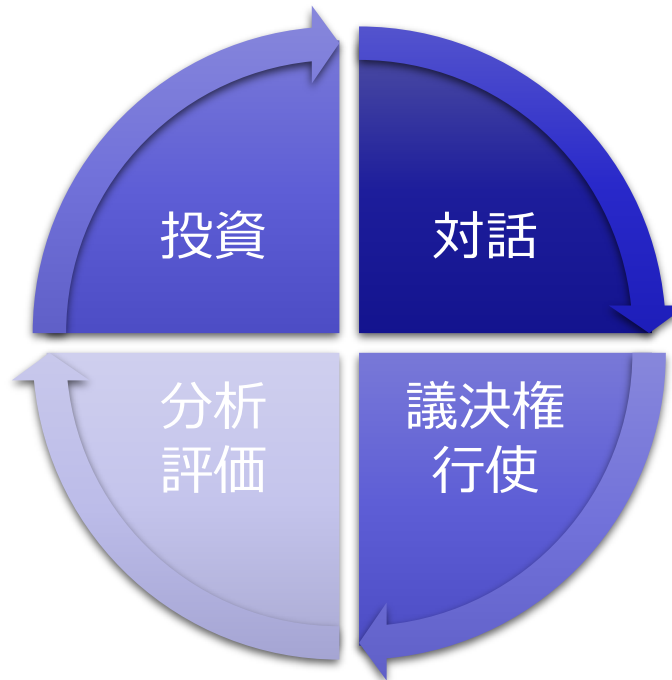
スチュワードシップ活動は、保有している株式の中長期的な投資リターンの拡大を図るための重要な手段であるという認識のもと、株式投資における中核業務と位置付けて取り組んでおります。対話で得られた情報を企業評価に反映することで、さらなる投資行動につなげております。

社債につきましても、財務だけでなく非財務的な観点も含めた分析の上で対話に臨むことで、企業の中長期的なリスク削減を促進し、保有する社債の償還可能性を高めることを目的に取り組む予定です。

株式運用について

- 中長期的成長が期待できる株式に投資
- 企業価値向上のシナリオを描けない株式の継続保有是非の検討

- 財務・非財務情報の分析
- 対話結果等の内容を企業評価に反映



- 投資先の課題を分析の上、改善の働きかけ
- 改善状況をモニタリングし必要に応じて再度対話の実施

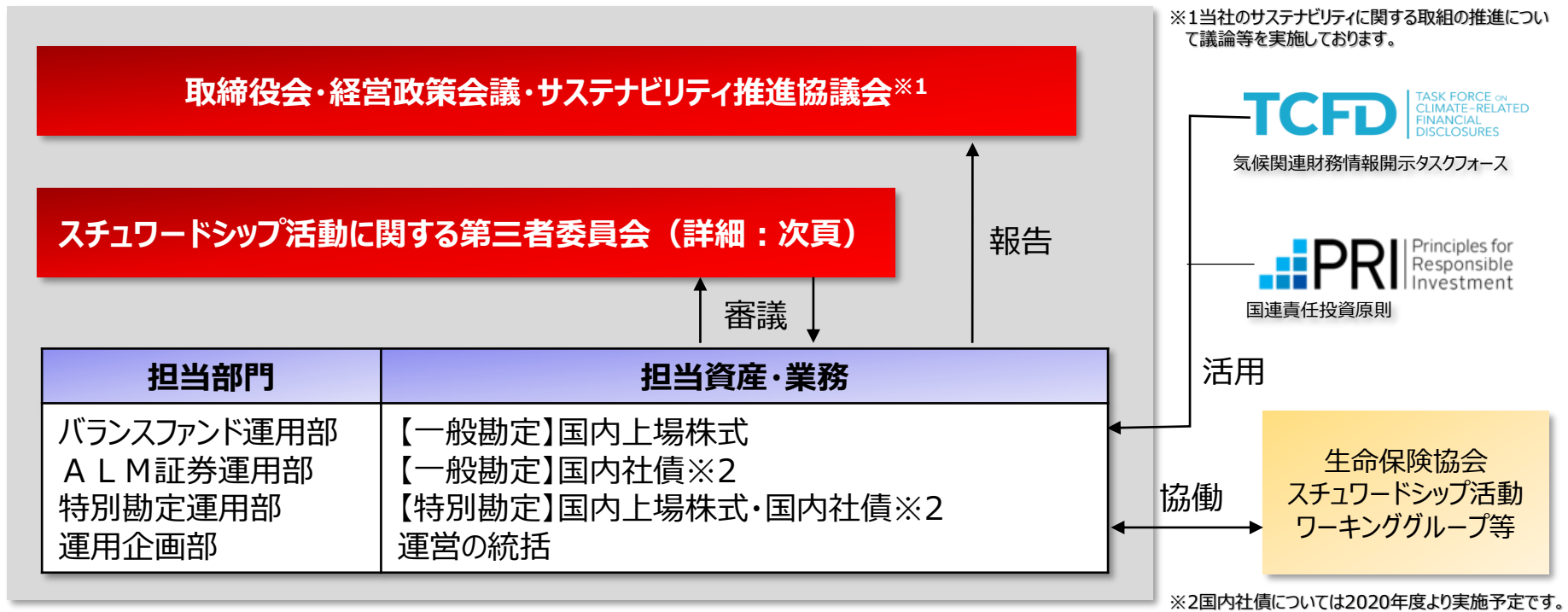
- 課題が解決されない企業への反対
- 議決権行使のための対話※

※株主総会議案の賛否判断にあたり、議案に関する状況の確認にあわせて、改善を働きかける対話です。

スチュワードシップ活動の推進体制

当社は、国内上場株式・国内社債を対象にスチュワードシップ活動を、単独に加え協働で実施しております。活動内容は、公平性、透明性を担保し、スチュワードシップ活動のさらなるレベルアップを図る目的のもと、独立した外部有識者が過半を占める「第三者委員会」での審議を経て、取締役会等への報告を行っております。

なお、当社は、スチュワードシップ活動とE S G投融資を「責任投資」として一体運営を行うべく、現在、推進体制の見直しを行っており、来年以降、責任投資体制への移行を予定しております。



来年以降、責任投資体制への移行を予定
スチュワードシップ活動とE S G投融資の一体運営（責任投資）

あなたの未来を強くする

利益相反管理体制

当社は、お客さまの利益保護を図るため、保険業法および金融商品取引法に基づき、「利益相反管理方針」等の諸規定を定めており、利益相反管理に関する法令等およびこれらの規定を遵守してスチュワードシップ活動を行っております。

議決権行使においては、**外部有識者を交えた透明性の高い管理体制を構築**しています。構成員の過半を外部有識者が占める「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」が、議決権行使のうち、**利益相反が疑われる企業の議案等について審議**しているほか、議決権行使ガイドラインの改正やスチュワードシップ活動全般についても、助言を行っております。

第三者委員会について

第三者委員からの意見と対応

| | |
|---------------|--|
| 構成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社外委員：三浦亮太弁護士(委員長)、國部克彦神戸大学副学長 ● 社内委員：1名（コンプライアンス統括部担当執行役） |
| 頻度 | ● 原則年3回（2019年度は8月、3月、6月に開催） |
| 審議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個別議決権行使の判断 ● 議決権行使ガイドライン、関連する規定の改廃 ● スチュワードシップ活動全般 |
| 審議する議案 | <ul style="list-style-type: none"> ● 利益相反が疑われる企業の議案（保険取引の量が多い企業、年金の受託が多い企業、融資が多い企業等の議案） ● 賛否判断に関し新たな論点が含まれる議案、社会的に大きな注目を集めている企業の議案等、議決権行使の妥当性の確認を要すると考えられる議案 |

企業の ESG 面の対応やガバナンスの評価については、形式から実質を重視する必要があるのではないかと。

責任投資体制（スチュワードシップ活動と ESG 投融資の一体運営）への移行も踏まえ、ESG 全般について高度化

より説得力のあるエンゲージメントのためには、投資家としての明確なポリシーを示していく必要があるのではないかと。

「スチュワードシップ活動の基本的考え方」を開示。

<https://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/initiatives/realization/investment/index.html#sec05>

| 日時 | テーマ | 審議の概要 |
|-----------|----------------------|---|
| 2019/8/7 | 議決権行使の妥当性 今後の取組方針 | 2社の議決権行使について 議決権ガイドラインの改正について 2019年度の取組の方向性について |
| 2020/3/17 | 議決権行使の妥当性 活動状況 | 5社の議決権行使について 活動の中間状況報告について |
| 2020/6/12 | 議決権行使の妥当性 活動状況 | 10社の議決権行使について 新型コロナ※議決権行使特別運営について 年間の活動状況速報について |

※新型コロナウイルス、以下、同様です。

あなたの未来を強くする

対話

あなたの未来を強くする

 住友生命

対話スタンス（全体）

当社は、機関投資家として企業価値向上のための問題意識や要望をお伝えすることで、課題の改善を働きかけております。また、SDGsゴール達成に向けての各企業独自の取組についても、中長期的な企業価値向上に結び付くよう取組を後押ししております。

対話先については、課題の大きさや、保有額、前対話の内容等を踏まえ、実効性を重視して選定しております。対話を通じても投資先企業の取組に改善が見られない場合、継続的に対話を実施していきますが、状況に応じて議決権行使における反対や株式の継続保有の是非などについても検討いたします。

対話におけるテーマと視点

企業価値向上 持続可能な成長

経営戦略

株主還元
資本効率

ESG

| テーマ | 主な対話の視点※1 | 理由 |
|--------------|---|---|
| 経営戦略 | <ul style="list-style-type: none"> ● 経営の基本的な考え方、中長期的成長戦略 ● 新型コロナ問題による事業環境の変化 ● 新型コロナ問題からのリカバリー、生産性向上 ● 事業の選択と集中の見通し ● 新規事業分野についての見通し | <ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な利益成長による中長期的な企業価値向上実現のため。 |
| 株主還元 資本効率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 資本効率向上に向けた取組 ● 配当性向の目標についての考え方 ● 内部留保や投資計画と株主還元のバランス ● 成長に向けての投資促進や株主還元強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な資本効率の向上による中長期的な企業価値向上のため。 ● 成長投資や財務健全性のバランスを踏まえた株主還元を求めるため。 |
| ESG | <ul style="list-style-type: none"> ● 重要課題（マテリアリティ※2）の特定と対応 ● 環境・社会問題解決につながる重要な事業 ● 従業員・地域社会・顧客・仕入先との関係性 ● 取締役会の構成・運営・実効性 ● 経営者の選任・解任プロセス ● SDGsのゴールに向けた取組状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業を通じて環境・社会問題の改善に取り組むことで、企業価値向上を実現するため。 ● 中長期的な株主利益を尊重した実効性あるガバナンス実現のため。 |

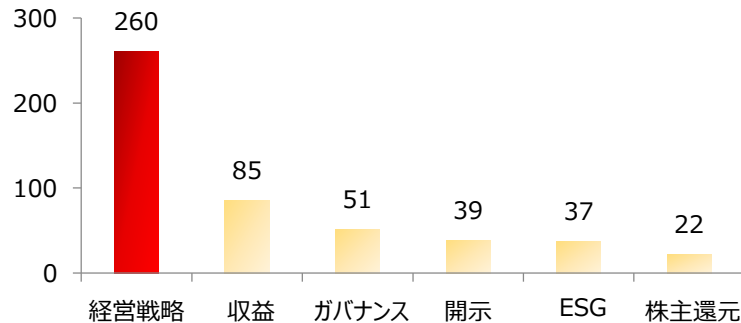
※1「投資家と企業の対話ガイドライン(金融庁)」や「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス(経済産業省)」等の内容を踏まえたものとなっております。

※2マテリアリティの例は、環境：温室効果ガス削減目標の設定等、社会：多様な働き方等、ガバナンス：役員の構成（社外取締役の人数）等です。

対話スタンス（注カテーマ）

当社は、前項で挙げた対話テーマの中でも、中長期的な企業価値向上につながる経営戦略を取り上げた対話に注力しております。対話のレベルアップを図り、より効果的な対話を実施するために「株式アナリストによる課題の深掘りを強化した対話」を強化し、ESGは業界横断的な重要なテーマといたします。また、地方創生を担う地方銀行については重点業種といたします。加えて、対話の効果を上げるためにも、「協働エンゲージメント」も積極的に実施してまいります。

対話における企業への要望数（2018）



経営戦略の対話



ESGインテグレーション

| | |
|-------------|---|
| 財務分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・収益性分析 (ex. 営業利益率) ・成長性分析 (ex. 売上高増加率) ・安全性分析 (ex. 自己資本比率) …等 |
|-------------|---|

+

| | |
|--------------|--|
| 非財務分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営 (ex. 事業ポートフォリオ、株主還元) ・産業動向 (ex. 市場成長性、競争環境) ・事業基盤 (ex. 顧客価値、参入障壁) ・環境 (ex. 環境マネジメント、気候変動対応) ・社会 (ex. 労働慣行、公正な経済取引) ・ガバナンス (ex. 企業理念、企業統治体制) |
|--------------|--|

ESG要素を考慮

企業のESGステージに最適なエンゲージメントの展開

| | エンゲージメント(意見交換)内容 |
|---------------|---|
| 導入ステージ | <ul style="list-style-type: none"> ● CSRとの差別化、ESGの重要性について ● 経営上の重要課題であるマテリアリティの設定の必要性について ● 持続的な企業価値向上を促すため、改善ポイントについて 等 |
| 浸透ステージ | <ul style="list-style-type: none"> ● マテリアリティの選択と集中等について ● 企業価値向上の観点から、さらなる改善ポイントについて ● ESG経営への移行について ● SDGs 17ゴールの設定と経営計画との関係強化について 等 |
| 進化ステージ | <ul style="list-style-type: none"> ● ESG経営への完全移行について ● SDGsの領域を企業成長の機会と捉えた事業戦略について ● TCFDのシナリオ分析の高度化について 等 |

あなたの未来を強くする

2019年度の対話振返り（重要項目）

2019年度の対話については、94件実施いたしました（4年累計で368社、保有銘柄数占率33%・保有時価占率83%※）。対話実績のPDCAサイクルを回し、重要性を勘案した結果、E S G対話のさらなる進化、対話の重点テーマ、重点業種などの取組を2020年度も継続いたします（2020年度運営の詳細はP15～17参照）。

| 2019年度設定項目 | | 振返り | 2020年度 |
|-------------------------------|--|---|--------|
| アナリストによる 課題の深掘りを 強化した対話 | <ul style="list-style-type: none"> ● 詳細分析を通じて課題を抽出し、対話による改善効果が見込める企業に取り組む。 ● キャッシュリッチ、親子上場、株主総会での低賛成率議案も重視。 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>企業評価や課題を深掘りした資料を作成し</u>、事前に提示することで<u>対話の深掘り</u>を実施。 ● 課題を共有し、対応策について対話するためには、<u>詳細分析と資料の提示は有効</u>。 ● 対話のレベルアップだけでなく、より<u>投資活動に結び付けることが重要</u>。 | 継続 |
| 重点取組テーマ 「E S G」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 業種別マテリアリティに沿ってE S G課題を分析し、全ての対話に取り組む。 ● E S G課題への対応と企業価値向上に重点を置いた対話に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティの観点から、<u>マテリアリティを分析</u>し、企業が内包するリスクを解消し、企業価値向上を達成するために、事業ポートフォリオの改革などを求めた。 ● <u>P R IのエンゲージメントのガイドラインやT C F D提言のプラットフォームなどを活用</u>する等、取組強化が必要。 ● E S G対話スキルアップのため、イニシアティブ等への参画を含めた検討が必要。 | 継続 |
| 重点取組業種 「地方銀行」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 重点取組業種＝地方銀行を継続。諸課題への対応状況を確認し、地域経済活性化を含めた成長を促進。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地方創生と収益力の回復の両立に主眼を置き、取組を進めている。<u>収益寄与には時間を要するため、中長期的な観点での企業価値向上策が必要</u>。 ● 各種取組推進を確認し、後押しすること、好取組事例を紹介すること等には、意味があると考えられる。 | 継続 |
| 協働 エンゲージメント | <ul style="list-style-type: none"> ● 実効性のある協働エンゲージメントについて、検討・実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険協会スチュワードシップ活動ワーキンググループにおいて、株主還元強化67社、E S G情報開示充実65社、気候変動開示充実17社に書簡送付。 ● 投資家間での連携の重要性が高まっており、<u>継続的に投資先企業へのレター送付および対話を実施していくことが重要</u>。 ● 課題認識を同じくする<u>他の投資家やイニシアティブとの協働等も含めて、実効性の向上やノウハウの多様化を目指す</u>ことは課題。 | 継続 |

2019年度の対話振返り（改善状況）

当社は、中長期的な企業価値向上につながる経営戦略を取り上げた対話に注力しております。2018年度（2017/7-2018/6）の対話においては、経営戦略関連で260項目の要望をしております。

企業の課題改善状況をモニタリングし、必要に応じて再度対話を実施するなど、継続的に企業価値向上を実現するようにP D C Aサイクルを回して実効性の高いエンゲージメントを実施してまいります。

| 項目 | 要望（数） | | | | 改善率 |
|--------------------|-------|-----|------|-----|-------|
| | | 改善 | 一部改善 | 未改善 | |
| 株主還元 | 22 | 14 | 3 | 4 | 63.6% |
| E S G（開示の充実等） | 37 | 17 | 12 | 7 | 45.9% |
| ガバナンス（経営体制の強化等） | 51 | 18 | 8 | 22 | 35.3% |
| ※ 経営戦略（成長シナリオの策定等） | 260 | 82 | 73 | 63 | 31.5% |
| 収益（稼ぐ力の改善） | 85 | 24 | 25 | 34 | 28.2% |
| うちROE | 50 | 8 | 13 | 28 | 16.0% |
| ディスクロージャー（開示の充実） | 39 | 9 | 9 | 19 | 23.1% |
| 合計 | 502 | 168 | 130 | 151 | 33.5% |

（経営戦略の内訳）

| 分類 | 要望数 | 改善 | 改善率 |
|--------------|-----|----|-------|
| （成長）投資の促進 | 12 | 5 | 41.7% |
| 経営計画の策定 | 11 | 2 | 18.2% |
| 事業ポートフォリオ見直し | 79 | 25 | 31.6% |
| その他経営戦略 | 158 | 50 | 31.6% |

評価基準および改善率については以下のとおりです。

- 改善 : トレース項目達成、もしくは要望に沿った進捗・改善が見られる
- 一部改善 : 改善はしているが、求めている水準までは達していない。
- 未改善 : 未達または要望の進捗・改善が見られない
- 改善率 : 改善数 / 要望数

あなたの未来を強くする

2019年度の対話振返り（事例）

| 対話テーマ | 対話の狙い | お願いしたこと | 先方の反応 | その後の状況 |
|---|--|---|---|--|
| 【メーカー】 経営戦略 最適資本構成 | <ul style="list-style-type: none"> ROIC※経営の位置づけ明確化と適切な運用が必要ではないか。<u>コングロメリット企業のあるべき姿と現状にギャップがあるのではないかと</u>いう認識を持ち対話を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ROICの経営における位置づけを明確化して、個別事業ごとの部分最適ではなく<u>全体最適を目指す取組の強化を要望</u>。 | <ul style="list-style-type: none"> 各事業部門の独立性が強く、<u>全社統括機能が弱いことを認識。取締役構成についても、課題があると認識</u>。 | <ul style="list-style-type: none"> 社内取締役の大幅減員を伴う形で、<u>ガバナンス体制が強化</u>された。新体制での資源配分の効率化や、ROICの活用手法を含めて、フォローしていく。 |
| 【メーカー】 マテリアリティ設定 ESG経営移行 | <ul style="list-style-type: none"> <u>ESG経営に移行する際の重要なファクターであるマテリアリティの考え方・設定方法について実施</u>。 | <ul style="list-style-type: none"> TCFDが提言する情報開示枠組みを活用し、<u>グローバルベースでの情報開示に移行することが望ましい</u>。 | <ul style="list-style-type: none"> ESG経営への移行の考え方、その<u>開示方法について理解が深まった</u>。マテリアリティの特定作業等を終了させた後の対話を希望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ESGに対する開示を進めるため、<u>組織を新設し、サステナビリティ・ESGという観点で強み・弱み・課題の洗い出しを行う方向</u>。 |
| 【メーカー】 TCFDに沿った 情報開示を通じて の競争優位性の 発揮 | <ul style="list-style-type: none"> 今年度は2回目の対話であり、テーマを絞り、<u>株式市場からの評価が過小に評価されている課題</u>に対して改善策について意見交換を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 世界基準の<u>TCFDの情報開示のプラットフォームを活用することで、温室効果ガス排出抑制状況の業界内での競争優位性を発現させることを要望</u>。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>CO2排出量の削減に意識</u>を向け、開示資料以上に環境意識が高く、気候変動スコア等が会社業績に与えるインパクトについても強く認識。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在のように環境問題への対応が注目される前から<u>CO2排出量の削減に意識を向けている</u>点は高く評価できる。ただし、現状十分な差別化は実現できていない。 |
| 【金融機関】 「地域経済活性化」と「収益力強化」の両立 | <ul style="list-style-type: none"> <u>地域経済の活性化に結び付く政策の推進と、時期を明確にした収益力の回復</u>を働きかけることを狙いとして実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 本質的な取組を評価しつつも、<u>スピード感や、具体的な収益見通しの不透明さを指摘</u>。投資家からも収益を含めた取組状況が確認できるように、KPI化の推進を要望。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>地域経済の発展への貢献を経営の中心に据え、コンサルティング力の強化、実践等に注力中</u>。時間はかかるが、地元のために、必要となる政策を遂行していく。 | <ul style="list-style-type: none"> <u>経営計画や主要な取組状況を継続的にフォロー</u>していく。 |

※ROIC：Return On Invested Capital、投下資本利益率。

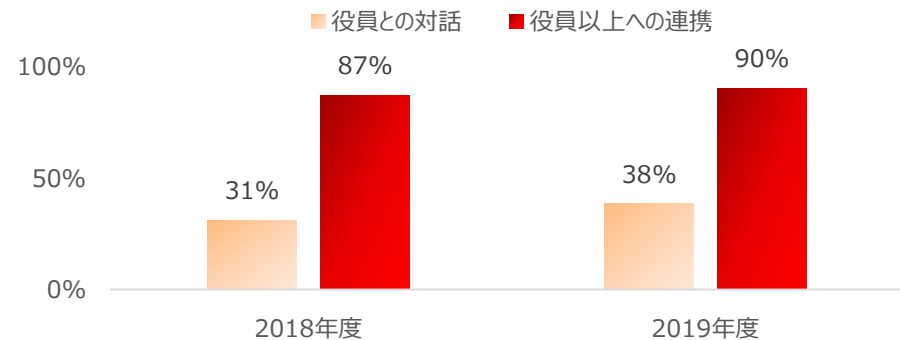
2019年度の対話振返り（アンケート結果）

企業価値向上のための対話は、レベルアップにつなげる観点から、対話先企業に対してアンケートの協力を依頼し、94社のうち50社から協力をいただきました。アンケート結果を見ると、**引き続き高評価をいただいている企業が多い**ほか、**高い割合で経営層に対話を共有**いただいております。いただいたご意見をもとに、提案力の強化に取り組み、さらに対話の質向上に努めてまいります。今後は**企業価値向上のアプローチの多角化のため、社外役員との対話の増やしていく**必要があると思っております。

アンケート結果

| アンケート項目（各項目ともに5段階評価） | 2018年度 | 2019年度 |
|----------------------|--------|------------|
| 総合評価 | 4.6 | 4.7 |
| 理解や研究・分析が十分されていたか | 4.6 | 4.6 |
| 相互理解の促進につながったか | 4.5 | 4.6 |
| 意見等の内容が有益だったか | 4.5 | 4.6 |

役員層との対話・役員以上への連携の割合



アンケート内容の抜粋

| | |
|----------------|--|
| 高評価のご意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● E S G、S D G sを主なテーマとする対話の機会が少ない中、弊社の非財務分野への取組や開示についての客観的なご評価を伺うことができ、また示唆に富んだご意見を頂戴することができた貴重な機会となりました。 ● 弊社の分析を分かりやすい資料にまとめていただき、ありがとうございました。我々も、日ごろからさまざまな課題を解決すべく取り組んでおりますが、改めて投資家視点でのご指摘をいただきますと、従来からの課題が再認識できるとともに、気付かなかった課題も新たに確認でき、今後のマネジメントに非常に有益な内容であったと感じました。 |
| その他ご意見や活動へのご要望 | <ul style="list-style-type: none"> ● 提案は従来から他の投資家からも提案されているものの、対応が難しい。課題認識はあり対応しようとしているものの、現状、対応できていない事項であることはご理解いただきたい。 ● 今後とも、長期的視点でのご意見・ご提案、他企業での先進的な取組の紹介等いただけるとありがたい。 |

※ご意見やご要望につきましては原文のまま記載しております。

あなたの未来を強くする

2020年度の対話運営（株式：新規）

2020年度は、新型コロナの影響を踏まえ、With/Postコロナを見据えた対話を実施いたします。また、全ての対話において、マテリアリティに沿ってESG課題を分析し、対話の重要テーマとして扱います。

対話先についてはポートフォリオ全体の価値向上の観点から、保有額、課題の大きさ、前回対話以降の状況（P D C Aの視点）、等を踏まえ選定いたします。

新型コロナ危機からの再成長ストーリーの対話

- ▶ 新型コロナ危機の影響は、業種毎・企業ごとに大きな差異があるため、右図の対応ステージのどの位置にあるのかを踏まえ、ステージ毎に必要な対応がとられていることを確認しつつ、成長に向けた各企業独自の取組を投資家として適切に後押ししていく。
- ▶ 回復ステージ以降では、事業環境の変化を踏まえたりカバリー戦略・新たなビジネス機会への創出等、企業価値の最大化に向けた戦略等について、会社の戦略等を確認しつつ意見交換をする。
- ▶ 新型コロナの影響により、社会・経済環境が大きく変わる中、日本企業全体の「生産性の向上」が共通の重要事項となり、持続的に企業価値向上を実現し得る鍵となる。DX※化はもちろんのこと、「ビジネスモデルの再検討」、「経営理念」、「働き方」、「資源の確保と有効活用」「物流」等、あらゆる切り口から「生産性向上」に向けた取組を促す。

| 対応ステージ | 重点事項 |
|------------|---|
| 「緊急対応」ステージ | 従業員、取引先など関係者の「安全確保」「雇用維持」最優先。 「サプライチェーンの維持・確保」も優先。 |
| 「回復」ステージ | 「安全対策」（含むDX※化） B C P「事業強靱性」強化 「中長期的な事業方針」再構築（見直し） |
| 「再成長」ステージ | 中長期的な事業戦略・計画の開示 「新たな事業機会への挑戦」 「生産性の向上」（含むDX※化） |



※デジタルトランスフォーメーション

あなたの未来を強くする

2020年度の対話運営（株式：継続）

| 2020年度設定項目 | | 前年からの強化事項 |
|--------------------------------|--|---|
| 重点取組テーマ 「ESG」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての対話においてマテリアリティに沿ってESG課題を分析し、対話に組み入れる。ESGテーマは企業の経営に浸透させるためにも、企業のESGの取組状況に合わせて設定する。 ● ESG課題への対応と企業価値向上を目的とし、企業の抱えるESG課題の解決を図ることで、企業価値向上を促す対話を行う。 ● PRIやTCFDの機能を活用し、地球温暖化ガス排出課題について、メリハリをつけつつ企業横断的に取り組む。 ● 新型コロナ問題により、より重要性が高まっている「S(社会)」についても、DX化を含めた従業員の安全確保や、サプライチェーンの強靱化など、切り口を多面化させていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>全ての対話においてESG課題を分析し組み入れ。</u> ● <u>重要性が高まっている「S(社会)」について切り口を多面化</u> |
| アナリストによる課題の深掘りを強化した対話 | <ul style="list-style-type: none"> ● 企業価値向上を達成するためにアナリストによる事業面の深掘りを継続。 ● 対話と投資行動をより密接に結び付けることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>企業評価・投資行動へのさらなる活用</u> |
| 重点取組業種 「地方銀行」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 重点取組業種＝地方銀行を継続。地方創生と収益力の回復の両立を目指した取組を、中長期的な視点からフォローし、促していく。 ● 単に、企業を資金繰り面で支えるのではなく、With/Postコロナ時代に自律的に成長していくためのコンサルティング、必要に応じた提携や事業承継のサポートを行う等の取組を、生産性向上の観点から促していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>With/Postコロナ時代を踏まえた対話</u> |
| 協働 エンゲージメント | <ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険協会スチュワードシップ活動ワーキンググループによる協働エンゲージメントに継続参加(予定)。 ● 企業に対して環境課題の改善を求める外部イニシアティブに加入し、ノウハウの習得だけでなく、実際の協働エンゲージメントにも参加することを検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>外部イニシアティブへの参加検討</u> |

2020年度の対話運営（社債）

2020年度から、国内社債投資先への対話活動を新たに開始いたします。事業リスクや財務リスクに加え、E S Gなど非財務的な観点も含め、社債投資家としての視点から企業の中長期的なリスク削減を促すことで、当社が保有する社債の償還可能性を高めてまいります。

今年度の対話テーマとして、「E S Gリスク」や「事業リスク・財務リスク」という切り口での対話を実施いたします。対話にあたっては、株式投資部門の対話活動との協働などを行い、当社として一体感のある運営を行ってまいります。

2020年度設定項目

E S G

- 企業のE S G重要課題（マテリアリティ）をベースに対話を実施します。
- S D G s 債（グリーンボンド等）の発行先については、調達資金の活用状況や達成されたインパクト、今後の方策等について確認します。
- 気候変動による移行リスクの高い先に対しては、例えば課題解決策の1つとしてトランジションボンド※の起債などを提案することも検討します。

事業リスク ・ 財務リスク

- 信用格付へのコミットメントや財務レバレッジなどに関する財務方針、事業リスク削減に向けた方策等について、建設的に対話します。
- 新型コロナ問題を受けて、事業への影響が大きく出ている、もしくは出る可能性のある企業に対して、財務状況や今後の事業展開等について対話します。

※：温室効果ガス排出量等の観点からグリーンボンドの発行基準を満たさないものの、低炭素経済社会への「移行」を目指した活動を資金使途とする債券

あなたの未来を強くする

 住友生命

議決権行使

議決権行使スタンス

当社は、「議決権行使ガイドライン」を定め、投資先企業との対話内容や課題への取組状況等を踏まえた上で、議決権行使の賛否を判断しております。具体的には、投資先企業の業績・財務状況、資本政策、法令遵守体制、利益還元姿勢、サステナビリティへの取組等の観点からガイドラインに従って個別検討が必要な議案を選別し、慎重な判断を行っております。

議決権行使も投資先企業の持続的な成長等を促す重要な手段であると認識しており、議案賛否の個別検討を行う際は、形式的な判断にとどまらず、投資先企業に課題への対応に関するヒアリングを行い、併せて当社の考え方や問題意識を伝える対話を実施することで、投資先企業の持続的成長を促しております。

議案選別 全ての議案について議決権行使ガイドラインに則って、個別に検討する必要がある議案を選別します。ただし、対話等を通じて個別に状況を確認した結果、議決権行使ガイドラインと異なる対応が合理的と考えられる場合には当該判断に基づいて賛否を決定します。

検討不要 個別検討不要となる要件に合致した議案は、原則賛成します。

個別検討 個別検討が必要となった議案については、必要に応じて当該企業に電話等で連絡し、議決権行使のための対話を実施します。個別の賛否判断は、対話の内容等を踏まえた上で、行います。

議決権行使：賛同

議決権行使：不賛同(企業への理由説明および改善要望)

議決権行使結果の個別開示

あなたの未来を強くする



住友生命

※当社では貸株を行うことがありますが、貸株取引が投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ場合は、必要に応じて株式の返還を求めています。

2019年度の議決権行使振返り（新型コロナ特別運営）

新型コロナが世界の社会や経済に深刻な影響を及ぼしている中、投資先企業の価値が損なわれることを抑え、早期の回復、さらには中長期的な企業価値向上につなげる視点から、当社は責任ある機関投資家として、**弾力的に議決権行使を行う新型コロナ特別運営を実施**しております。当面はこの運営を継続いたします。

| | 考え方 | 特別基準 | 適用数 | |
|---------------|--|---|--------|--------|
| | | | 企業 | 議案 |
| 棄権 | 決算作業者の「安全」「健康」確保を最優先するべきであり、監査報告書が確認できない場合においても、他の情報開示等に基づき、個別判断を行う。 | 新型コロナ問題を要因とする「総会の延期」や「継続会」を受け入れ、監査意見を付した計算書類が添付されていないことをもって、棄権とはしない。 | 11 | 52 |
| 配当 | 新型コロナの今後の経営環境に与える影響は不透明であることから、安定した成長のため、事業環境に精通した取締役会の判断を尊重する。ただし、内部留保が必要以上に厚く、配当姿勢に課題があることから前年反対した投資先については、慎重に個別判断を行う。 | <p>【前年賛成の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 招集通知等で新型コロナの影響等により内部留保を重視する政策等によることが確認できれば個別検討せずに賛成。 ● 招集通知等で確認できない場合は個別検討。基準未達が新型コロナの影響等により内部留保を重視する政策等によることが確認できれば賛成。 <p>【前年反対の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別検討。基準未達が新型コロナの影響等であることを確認できれば賛成。 | 10 | 10 |
| ROE・赤字 | 新型コロナの影響等により、収益が低下した点については、経営者の適格性とは直接の関係がないことから、極力除外して個別判断を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 招集通知等で基準未達が新型コロナの影響等であることを確認できれば個別検討せずに賛成。 ● 招集通知等で確認できない場合は、個別検討し、極力新型コロナの影響を除外して判断。 | 3 ※ | 3 ※ |

※すべて業績基準への適用でROE基準への適用はありませんでした。

あなたの未来を強くする

2019年度の議決権行使振返り（議決権行使結果）

議決権行使結果は以下の通りで、**不賛同とした議案数は149議案（全6757議案、不賛同比率2.2%）、不賛同とした企業数は131社（全2005社、不賛同比率6.5%）**でした。

新型コロナウイルス特別運営を実施したため反対数が減少したほか、ガバナンス面で企業側の改善が確認されました。

不賛同とした議案の主な内訳

| 区分 | 不賛同とした事由 | 2018年度 | 2019年度 | 新型コロナ特別運営適用数 |
|-----------|-------------------|--------|--------|--------------|
| 新型コロナ特別運営 | 監査報告書等の添付なし(棄権対象) | 8 | 2 | 52(※1) |
| | 低配当性向・黒字無配 | 51 | 34 | 10 |
| | 業績不振（3期連続赤字） | 4 | 8 | 3 |
| | 低ROE（5期連続5%未満） | 10 | 9 | 0 |
| ガバナンス | (独立)社外取締役人数未達 | 40 | 26 | 0 |
| | 社外役員の取締役等の出席率が低位 | 22 | 11 | 0 |
| | 監査役等への退職慰労金支給 | 43 | 35 | 0 |
| | 監査役等へのストックオプション付与 | 17 | 9 | 0 |
| | 独立役員の独立性不足 | 5 | 7 | 0 |
| その他 | 株主提案（※2） | 2 | 2 | 0 |
| | 不祥事 | 0 | 3 | 0 |
| 合計（※3） | | 197 | 149 | 65 |

反対の議決権行使を行った項目の改善状況

| 反対項目 | 2018年度 反対企業数 | 2019年度に改善 | |
|-----------------|-----------------|-----------|------|
| | | 改善割合 | |
| 社外取締役出席率75%未満 | 8 | 7 | 88% |
| (独立)社外取締役2名未満 | 11 | 4 | 36% |
| 独立役員の独立性不十分 | 5 | 2 | 40% |
| 監査役へのインセンティブ報酬等 | 4 | 4 | 100% |
| 監査役退職慰労金 | 35 | 7 | 20% |
| 黒字無配 | 2 | 1 | 50% |
| 低配当性向 | 16 | 7 | 44% |
| ROE5期連続5%未満 | 5 | 0 | 0% |
| 3期連続赤字 | 1 | 0 | 0% |

※1 監査報告書等の添付なしの場合、新型コロナ特別運営がなければ、全ての議案に棄権することになるため、適用議案数が多くなります。

※2 株主提案については、賛成議案を会社提案への不賛同として集計。

※3 同一議案で複数基準抵触の場合もあるため、縦計と合計は一致しません。

あなたの未来を強くする

2019年度の議決権行使振返り（環境に関する議案）

当社 E S G 投融資方針等の観点で分析・検討を行い、第三者委員会にて審議した環境に関する議案の事例は以下の通りです。

| | 検討の視点と判断理由 |
|--------------|---|
| みずほ F G | <p>議案：「当社が T C F D に賛同していることに留意し、パリ協定の目標に沿った投資を行うための指標および目標を含む経営戦略を記載した計画を年次報告書にて開示する。」という条項の定款への規定を求める N G O 団体からの株主提案</p> <p>同社は既に①「環境方針」を策定し、指標・目標の設定、リスクと機会の戦略への組み込み、積極的な情報開示の実施等を明文化、②年次の統合報告書で、パリ協定の趣旨を踏まえた指標・目標を含む経営戦略について、T C F D 提言を踏まえ、気候関連の財務情報開示の中核要素である「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標・目標」に関する開示を継続実施、③今年度はより詳細なT C F D レポートを新たに発行する等、さらなる開示拡充に向けた取組を実施しており、気候変動リスクに対する積極的な取組を今後も期待できることから、議案内容を定款に記載する必要はないと考え、株主提案に反対しました。</p> |
| 電力会社 (複数) | <p>議案：原子力発電所や石炭火力発電所の休止などを求める株主提案</p> <p>当社はS D G s 達成に向けた様々な取組や T C F D 提言への賛同を通じた取組等により、環境問題に積極的に対応することとしており、持続可能な社会の実現および中長期的な運用収益の向上に資するとの認識の下で、E S G 投融資方針※において、資金使途が石炭火力発電事業に限定される新規投融資は原則行わない旨等を定めています。</p> <p>一方で、日本は、エネルギー自給率が低く、エネルギーの安定的な確保・電力供給は最重要課題であり、政府は、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」の同時達成という観点から、安全確保を前提に、エネルギー基本計画において、原子力発電および石炭火力発電を重要なベースロード電源と位置付けています。</p> <p>議決権行使にあたって、上記の E S G 投融資方針等において環境問題への積極的対応をしておりますが、日本のエネルギー供給政策等を考慮し、関連する株主提案については、反対しました。</p> |

※ E S G 投融資方針： <https://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/initiatives/realization/investment/index.html#sec05>

あなたの未来を強くする

2020年度の議決権行使運営

議決権行使ガイドラインの改正点は以下の通りです。詳細は議決権行使ガイドラインを参照ください。

議決権行使外ガイドラインの修正

| 基準 | 具体的な目的・内容等 | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------|-----------|------------|----|----|-------------|----|----|----|
| ESG・サステナビリティ推進の観点 | <ul style="list-style-type: none"> 当社のESG投融資方針の考え方と議決権行使内容の整合性を強化するもの。 ESG関連の議案が想定される「不祥事」・「株主提案」・「継続的対話が不調の場合」に関する部分に導入する。 | | | | | | | | | |
| 独立社外取締役人数基準の見直し(2022/4～) | <ul style="list-style-type: none"> 事業執行に対する監督の強化や、幅広い社外の見識導入が、企業価値向上につながるとの認識から、独立社外取締役の員数基準を強化するため、以下のとおり改正する。 | | | | | | | | | |
| | 通常の場合 | | | 親子上場子会社の場合 | | | 買収防衛策を有する場合 | | | |
| | 上場市場 | 1部 | 2部 | 以外 | 1部 | 2部 | 以外 | 1部 | 2部 | 以外 |
| 独立社外取締役員数 | 2名(2021-) | 1名⇒2名(2022-) | 1名(2021-) | 1/3(2022-) | | | 2名(2022-) | | | |
| 継続的対話で改善が見込めない先への対応 | <ul style="list-style-type: none"> 「対話と議決権行使の一体性強化による実効性の向上」および「個別企業の状況に即した対応の実現」が主目的。 対象は、中長期的企業価値向上のために大きな影響のある課題について、継続的に対話を実施しても、改善の見込みのない先。 ①対象企業への事前の十分な説明 ②第三者委員会での審議を行った上で適用する。 | | | | | | | | | |
| 買収防衛策基準見直し | <ul style="list-style-type: none"> 新たなケースへの対応および対話において求めている内容との整合化を図るため、以下を修正。 ①敵対的TOBへの対抗措置として有事導入型買収防衛策を導入する場合等について、個別検討することを明確化。 ②独立委員会の設置、または、株主意思確認総会の開催を要件化。 ③買収防衛策を有する全上場企業において、独立社外取締役2名以上を要件化。(2022年4月～) | | | | | | | | | |

評価・その他

自己評価

実施状況・自己評価は以下の通りです。全て適切に実施していますが、各項目につきまして、さらなるレベルアップを図ってまいります。

| 原則 | | 実施状況 | 自己評価 |
|----|---|---|---|
| 1 | 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 「スチュワードシップ活動の基本的考え方」をスチュワードシップ責任を果たすための方針として策定し、HPで公表しています。 | <ul style="list-style-type: none"> スチュワードシップ活動に関するポリシーである「スチュワードシップ活動の基本的考え方」を公表しており、適切に実施していると考えます。 必要に応じて見直していく必要があると考えます。 |
| 2 | 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 利益相反管理方針については、HPで公表しています。 利益相反が疑われる企業の議案等について第三者委員会にて審議しております。(P7参照) | <ul style="list-style-type: none"> 利益相反管理方針を開示しているほか、第三者委員会を適切に開催しており、利益相反管理態勢は機能していると考えます。 引き続き、第三者委員会の運営の充実を図り、利益相反管理態勢の強化にとどまらず、スチュワードシップ活動全体のレベルアップにつなげてまいります。 |
| 3 | 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 財務情報および非財務情報を収集し、定量・定性両面から企業分析を実施しております。(P10参照)。 | <ul style="list-style-type: none"> 財務情報および非財務情報の多角的なアプローチで適切に企業分析を実施していると考えます。 ESG投融資方針に従い、企業分析能力のさらなる改善の必要があると認識しており、ESGを重点取組テーマとし、マテリアリティに沿った分析やインテグレーションを進めてまいります。 |
| 4 | 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> アナリストによる課題の深掘りを強化した対話、地方銀行、ESG等に注力した対話を合計して94件実施しました。(P11参照) | <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な企業価値向上の観点から重要項目を設定しており、適切に運営していると考えます。2020年度についても対話運営における諸方策を実施予定です。(P15～P17参照) 引き続き、「目的を持った対話」に注力してまいります。 |

自己評価

| 原則 | 実施状況 | 自己評価 |
|--|--|---|
| <p>5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の状況を把握の上、議決権行使ガイドラインに沿って判断しております。賛否結果については、四半期毎に集計表開示、個別開示を実施しており、2020/4月-6月株主総会分の開示より、個別議案の賛成理由も開示いたします。 ● 議決権行使ガイドラインを改正いたします。(P24参照) | <ul style="list-style-type: none"> ● 議決権行使結果および議決権行使ガイドラインを開示しているほか、議決権行使に当たっては、当社の問題意識を投資先企業に伝える議決権行使のための対話（P19参照）を実施しており、適切に実施していると考えます。 ● 経営環境の変化などを踏まえ今後も適切に議決権行使基準を見直す必要があると考えております。また、引き続きスチュワードシップ活動の考え方や取組内容などに関する開示を強化してまいります。 |
| <p>6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● スチュワードシップ活動全般につきまして、本資料をHPで公表しております。 ● 必要に応じて、お客さまに対して、本資料を用いて報告を行っております。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本資料について、従来より開示内容の充実、視認性の向上等、お客さまに対して、より分かりやすい開示に努めております。 ● より企業の価値向上と当社活動の説明力の強化につながるような開示の充実を図る必要があると考えます。 |
| <p>7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● スチュワードシップ活動体制を整備しており、同時に人材育成を推進しております。(P28参照) ● 対話を行った企業に対して、アンケートを実施し、対話のフィードバックをいただき、対話の質向上に努めています。(P14参照) | <ul style="list-style-type: none"> ● スチュワードシップ活動は、組織や管理体制について年々強化させており、人材についてもE S Gインテグレーションの深化等に取り組むことで育成に努めており、適切に実施していると考えます。 ● 今後、責任投資体制移行していくにあたって、体制・人材両面において、引き続き強化に取り組んでまいります。 |

P R I および T C F D について

当社は、2019年3月にT C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言へ賛同し、2019年4月にP R I（責任投資原則）に署名しました。P R I 事務局による当社の2020年評価結果は、「スチュワードシップ活動（上場株式）」において最高評価となる「A+」を獲得し、その他も署名機関の中央値並みとなりました。今回の評価結果を活用のうえ、取組内容を一層レベルアップしていきます。

2020年 P R I 評価結果※1

| | 評価対象 | 当社評価 | 署名機関 中央値 |
|-------------------|-----------------------------|------|-------------|
| 戦略とガバナンス | E S G 投融資方針・ガバナンス | A | A |
| 上場株式の投資プロセス | 上場株式の投資プロセスにおけるESG要素の組入れ | A | A |
| スチュワードシップ活動（上場株式） | 上場株式における投資先企業との対話・議決権行使 | A + | B |
| 債券投資※2 | 債券の投資プロセスにおける E S G 要素の組入れ | B | B |
| 不動産投資 | 不動産の投資プロセスにおける E S G 要素の組入れ | B | B |

※1：P R I の評価方法：<https://www.unpri.org/reporting-and-assessment-resources/about-pri-assessment/3066.article>

当社の報告内容：<https://www.unpri.org/signatory-directory/sumitomo-life-insurance-company/4329.article>

※2：債券投資は、国債等、社債（金融）、社債（非金融）の平均を表示

T C F D 提言への対応

当社のT C F D 提言への対応は<https://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/initiatives/stakeholder/tcf/index.html>を参照ください。

あなたの未来を強くする

スチュワードシップ活動の変遷

| 年度（7月～翌年6月） | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|----------------------|-------------------------------------|------|--------|------|---------------------------------|------|---|
| 企業価値向上のための対話数 | 218 | 125 | 124 | 151 | 142 | 94 | — |
| 議決権行使のための対話数 | 347 | 313 | 254 | 258 | 227 | 186 | — |
| 主な体制推移 | 対話専任1名 | | 対話専任2名 | | | | 債券エンゲージメント 責任投資体制への移行 |
| | 対話へのアナリスト同行 | | | | | | |
| 主な対話テーマ推移 | 経営戦略・資本効率・株主還元・ガバナンス | | | | | | 新型コロナ対応 |
| | 重要業種(地方銀行)・協働エンゲージメント 重要テーマ(ESG) | | | | | | |
| 主な議決権行使基準 改正推移 | 社外役員出席率・社外監査役退職慰労金・社外取締役1名 | | | | | | 対話と議決権行使の一体化 ESG要素の追加 独立社外取締役数変更 買収防衛策基準変更 |
| | ROE基準 | | | | | | |
| | 独立役員独立性基準・配当性向基準強化 | | | | | | |
| | 東証1部社外取締役2名 (社内外) 監査役退職慰労金 | | | | | | |
| 主な開示内容推移 | 年間のスチュワードシップ活動状況・議決権行使ガイドライン | | | | | | 賛成理由開示 |
| | 議決権行使集計表 | | | | | | |
| | 個別開示(四半期毎) 反対理由開示 | | | | | | |
| ESGの取組 ※年度は4月～翌3月 | | | | | TCFD提言賛同 PRI署名 ESG投融資方針策定 | | 責任投資体制への移行 |